



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	堀田, 尚徳
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12087号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61825
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Hisanori_Hotta_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 堀田 尚徳

	主 査	教 授	上 田 信太郎
審査担当者	副 査	教 授	城 下 裕 二
	副 査	教 授	小名木 明 宏

身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権

本論文は、刑事訴訟法における「身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権」（以下、単に「被疑者の証拠開示請求権」という。）の解釈問題を、欧州人権条約の解釈及びアメリカ合衆国の予備審問制度に関する議論を参照しつつ検討するものである。

序章では、被疑者段階での捜査機関側による証拠開示の必要性は大きいにもかかわらず、それを正面から認めた規定は現行刑事訴訟法上存在せず、従来の学説・判例によるこの問題に対する取組みも十分ではなかったことが指摘された。その上で、弁護人が有効な弁護活動を行うためには、まず捜査機関側が有する身体拘束の根拠となる資料を被疑者及び弁護人に対して開示する必要があることが明らかにされた。

第1章では、現行刑事訴訟法の立法過程における議論状況及び立法後の議論状況が紹介され、現行刑事訴訟法の文言に反しない形で、「被疑者の証拠開示請求権」を導き出すことは、必ずしも立法者意思に抵触しないという知見が示された。さらに、「被疑者の証拠開示請求権」を実現する制度として、勾留理由開示制度を活用することが有効であるとの知見が提示された。それらを踏まえ、第1に、「被疑者の証拠開示請求権」の理論的根拠及び内容、第2に、勾留理由開示制度を利用した「被疑者の証拠開示請求権」実現の際の具体的な制度設計が本論文の主たる検討課題であることが確認された。

第2章では、欧州人権条約の解釈が検討され、その結果、特に重要なものとして次の3つの知見が獲得された。第1に、欧州人権条約第6条の公正な裁判の保障内容には、証拠開示請求権に関わるものとして、対審手続による裁判を受ける権利及び武器対等の原則が存在すること、第2に、身体拘束の適法性審査について規定する欧州人権条約第5条第4項においても、対審手続を受ける権利及び武器対等の原則が保障されること、第3に、欧州人権条約第5条第4項に基づく身体拘束の適法性審査においては、訴追側・被疑者側双方が相手方当事者によって提示された主張及び提出された証拠の内容を知り、また、意見を述べる機会が付与されるが、これは対審手続を受ける権利から導かれることである。

第3章では、勾留理由開示制度と「被疑者の証拠開示請求権」との関係を探究するため、アメリカ合衆国の予備審問制度が採り上げられている。その結果、第1に、予備審問の手続が対審構造を採っていること、第2に、州により相違があるものの、予備審問に証拠開示機能が存在すること、第3に、治安判事が、公判に付するだけの「相当な理由」が存在しないと判断した場合、被疑者は釈放されることが明らかにされた。

第4章では、前章までの検討結果を踏まえ、「被疑者の証拠開示請求権」が容認されるか否か、また容認された場合、どのような具体的手続が想定できるかが考察された。まず、請求権の理論的根拠及び内容が検討され、被疑者及び弁護人は、欧州人権条約第5条第4項の解釈を踏まえた「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)」(以下、

単に「自由権規約」という。)第9条第4項の対審手続を受ける権利あるいは武器対等の原則に基づき、身体拘束に関する疎明資料をいつでも入手可能な状態にするよう検察官に求めることができ、さらに当該資料の内容について意見を述べるができることが帰結された。次に、「被疑者の証拠開示請求権」の具体的手続として、勾留理由開示請求(刑訴法82条)を行った場合、検察官に対して身体拘束の根拠となった疎明資料の開示を求めることができることが示された。その場合の手続として、まず、勾留理由開示前に、被疑者及び弁護人から勾留理由開示請求を受けた裁判官は、勾留理由開示公判期日を指定し(刑訴規則82条1項、同規則84条)、これを弁護人等に通知する(刑訴規則82条3項)。被疑者及び弁護人は、勾留理由開示公判に向けた準備の為、検察官に対して、身体拘束の根拠となった資料の開示を求める。被疑者及び弁護人は、開示された証拠を基に、勾留理由開示公判において勾留の適法性を争う。次に、勾留理由開示公判当日には、裁判官は、勾留当時の勾留の理由及び必要性について告知する。裁判官による勾留の理由及び必要性の告知が終わると、次に、検察官は、勾留理由開示公判の時点においても勾留の理由及び必要性があることについて意見陳述をする。この際、捜査活動の進展により得られた新たな証拠を用いて立証を行ってもよいが、当該証拠は被疑者及び弁護人に事前に開示されていなければならない。また、被疑者及び弁護人は、勾留の理由及び必要性が認められないことについて意見陳述を行う。裁判官は、両当事者の意見陳述を聴いた上で、勾留理由開示公判の時点において未だに勾留の理由及び必要性が存在する可否かを判断し、存在しないと判断した場合には、職権で勾留を取り消す(刑訴法87条)、といったものである。このように勾留理由開示制度を活用した手続を経て、「被疑者の証拠開示請求権」が具現化されていく過程が提示された。

第5章では、本論文の意義及び今後の検討課題が明示された。

以上のように、本論文は、身体拘束中の被疑者の証拠開示を請求権的に構成しようという意欲的な作品となっている。刑事弁護活動の一層の充実・強化を図り、いわゆる「人質司法」から脱却するためには、被告人段階からではなく、被疑者の段階から証拠開示を権利構成する必要がある。その意味で、我が国の刑事訴訟法の立法過程における議論や、欧州人権条約、自由権規約に関連する諸判例及びアメリカの予備審問制度を踏まえて獲得された本論文の知見は、今後のこの分野において刮目に値する成果として高い評価を得るものと思料する。

他方、本論文には、以下に挙げる点に不十分さが残ることは否めない。第1に、起訴前段階から被疑者の身体拘束を肯定する各種疎明資料の開示を捜査機関に義務付けることは、迅速性、密行性が要求される捜査本来の性質と相反するのではないか、延いては捜査の長期化、徹底化を招くリスクを招来することにならないか、第2に、欧州人権条約、自由権規約、アメリカの予備審問制度を検討素材とするにしても、それらがどのようなロジックによって我が国の勾留理由開示制度の運用改善に結びついていくのか、第3に、論文の構成バランスとして、我が国の現行刑事訴訟法の制定過程に重点が置かれ、特にアメリカの予備審問制度に関わる議論の検討が不十分であり、引用文献もやや古く、最近のものが踏まえられていないのではないかなどの点が指摘された。もっとも、こうした諸点は、今後、この研究を深化させることによって、補完、解決できる問題であり、本論文が本来的に有している価値を損なうものではない。

以上のことから、審査委員会は、全員一致で本論文について博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと判断した。